

一般社団法人山梨県医師会と一般社団法人山梨県歯科医師会の  
包括的な連携の推進に関する協定書

一般社団法人山梨県医師会（以下「甲」という。）と一般社団法人山梨県歯科医師会（以下「乙」という。）は、それぞれ医療を専門職域とする医師、歯科医師によって構成される公益事業を行う法人であり、保健、医療、福祉、介護等の増進を通じて県民生活の向上に貢献する使命を担っている。

近年、誤嚥性肺炎を予防するに当たり歯科が大きな役割を果たしつつあり、また、歯周疾患と糖尿病をはじめとする全身疾患との関連性が指摘される中で、医師と歯科医師が緊密に連携して糖尿病やがんの治療効果を高める取り組みの推進が求められている。

更に、東日本大震災・熊本地震における救護活動、並びに多職種が相互に協働・連携して構築する地域包括ケアシステムにおける取り組みなどに見るように、安全で安心な社会を構築していくためには、医師と歯科医師が緊密な関係を培っていくことが不可欠となっている。

このような状況に鑑み、甲と乙は、災害対策及び学術面での協力等を視野に入れながら、次のとおり包括的な連携の推進に関して協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、相互に協力が可能な分野における連携に係る基本的事項を定めることを目的とする。

（基本的事項）

第2条 甲と乙は、安全で安心な社会を構築するため、情報を共有し、相互に連携・協働した取り組みを進めるものとする。

2 前項の規定に基づく具体的な内容及び実施方法等は、甲と乙が別途協議して取り決めるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲と乙は、知り得た相手方の個人情報を相手方の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 前項の規定は、この協定の有効期間満了後も有効とする。

（その他）

第4条 この協定に定めのない事項については、甲と乙がその都度協議のうえ定めるものとする。

（協定の更新）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。期間満了の1か月前までに甲又は乙から更新しない旨の申し入れがないときは、この協定は更新されるものとし、以降もまた同様とする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年8月29日

甲 甲府市丸の内二丁目32番11号

一般社団法人 山梨県医師会

会長 今井立 

乙 甲府市大手一丁目4番1号

一般社団法人 山梨県歯科医師会

会長 井出公 